

# 濃度計量証明書

受注No. S-12050041  
No. 24-1117(1)  
平成 24 年 6 月 22 日

浅野環境ソリューション(株) 様

環境計量証明事業登録 第612号(濃度)  
環境計量証明事業登録 第706号(音圧)  
環境計量証明事業登録 第816号(振動加速度)

北海道三井化学株式会社  
分析センター

住所 および 事業所の所在地  
〒073-0138 北海道砂川市豊沼町1番地

TEL(0125)52-2384 FAX(0125)52-5000

環境計量士 工 藤 英

平成24年 5月 16日受付の試料について、発注時に承認を頂いた計量項目及び計量方法に基づいて計量した結果を、次の通り証明致します。

業務名	平成24年度浦臼町一般廃棄物最終処分場水質検査業務委託
採取日時	平成24年 5月 16日 9時55分 採取時水温 14.0℃ 透視度30度以上
採取区分	北海道三井化学(株)分析センター 朝倉伸也 小林郁江
試料名	放流水
採取場所	浦臼町一般廃棄物最終処分場

計 量 項 目	計 量 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 (規格=JIS K 0102)
総水銀[T-Hg] (mg/l)	0.0005 未満	0.0005	昭和46年環告59号付表1
カドミウム[Cd] (mg/l)	0.01 未満	0.01	規格 5.5及び55.2
鉛[Pb] (mg/l)	0.01 未満	0.01	規格 5.5及び54.2
六価クロム[Cr(VI)] (mg/l)	0.05 未満	0.05	規格 65.2.1
ひ素[As] (mg/l)	0.01 未満	0.01	規格 61.3
銅[Cu] (mg/l)	0.01 未満	0.01	規格 5.5及び52.3
亜鉛[Zn] (mg/l)	0.10 未満	0.10	規格 5.5及び53.1
n-ヘキサン抽出物質[鉱油類] (mg/l)	0.5 未満	0.5	規格附属書1(参考)補足II.1
n-ヘキサン抽出物質 [動植物油脂類] (mg/l)	0.5 未満	0.5	規格附属書1(参考)補足II.2
フェノール類 (mg/l)	0.50 未満	0.50	規格 28.1
全シアン[CN] (mg/l)	0.10 未満	0.10	規格 38.1.2及び38.3
溶解性鉄[S-Fe] (mg/l)	1.0 未満	1.0	規格 5.5及び57.2備考5
溶解性マンガン[S-Mn] (mg/l)	1.0 未満	1.0	規格 5.5及び56.2備考3
全クロム[T-Cr] (mg/l)	0.05 未満	0.05	規格 5.5及び65.1.3
ふっ素[F] (mg/l)	0.80 未満	0.80	規格 34.1
総リン[T-P] (mg/l)	0.32	0.05	規格 46.3.1
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <sup>※1</sup> (mg/l)	1.1	1.0	規格 42.2・43.2.3
大腸菌群数 <sup>※2</sup> (個/ml)	0	—	昭和37年厚建令第1号

[備考] (1)※1はアンモニア性窒素の結果に0.4を乗じたものと、亜硝酸性・硝酸性窒素の合計量。

(2)※2は、計量法第107条の対象外項目を示す。

# 濃度計量証明書

受注No. S-12050041  
No. 24-1117(2)  
平成 24 年 6 月 22 日

浅野環境ソリューション(株) 様

環境計量証明事業登録 第612号  
環境計量証明事業登録 第706号  
環境計量証明事業登録 第816号  
北海道三井化学株式会社  
分析センター

住所 および 事業所の所在地  
〒073-0138 北海道砂川市豊沼町1番地  
TEL(0125)52-2384 FAX(0125)52-5453

環境計量士 工 藤 英

平成24年 5月 16日受付の試料について、発注時に承認を頂いた計量項目及び計量方法に基づいて計量した結果を、次の通り証明致します。

業 務 名	平成24年度浦臼町一般廃棄物最終処分場水質検査業務委託
採 取 日 時	平成24年 5月 16日 9時55分 採取時水温 14.0℃ 透視度30度以上
採 取 区 分	北海道三井化学(株)分析センター 朝倉伸也 小林郁江
試 料 名	放流水
採 取 場 所	浦臼町一般廃棄物最終処分場

計 量 項 目	計 量 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 (規格=JIS K 0102)
トリクロロエチレン (mg/l)	0.03 未満	0.03	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01 未満	0.01	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン (mg/l)	0.02 未満	0.02	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素 (mg/l)	0.002 未満	0.002	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004 未満	0.004	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.1 未満	0.1	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04 未満	0.04	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	0.3 未満	0.3	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006 未満	0.006	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002 未満	0.002	JIS K 0125 5.2
ベンゼン (mg/l)	0.01 未満	0.01	JIS K 0125 5.2
チウラム (mg/l)	0.006 未満	0.006	昭和46年環告59号付表5第1
シマジン (mg/l)	0.003 未満	0.003	昭和46年環告59号付表5第1
チオベンカルブ (mg/l)	0.02 未満	0.02	昭和46年環告59号付表4
セレン [Se] (mg/l)	0.01 未満	0.01	規格 67.2
ほう素[B] (mg/l)	1.0 未満	1.0	規格 47.3
アルキル水銀[R-Hg] (mg/l)	不検出	0.0005	昭和46年環告59号付表2
ポリ塩化ビフェニル[PCB] (mg/l)	0.0005 未満	0.0005	昭和46年環告59号付表3
有機リン[O-P] (mg/l)	0.1 未満	0.1	昭和49年環告64号付表1

[備考]

(1)不検出とは、当該計量方法の定量下限を下回ることをいう。

# 濃度計量証明書

受注No. S-12050041  
No. 24-1118(1)  
平成 24 年 6 月 22 日

浅野環境ソリューション(株) 様

環境計量証明事業登録 第612号(濃度)  
環境計量証明事業登録 第706号(管理)  
環境計量証明事業登録 第816号(振動・加速度)  
北海道三井化学株式会社  
分析センター

住所 および 事業所の所在地  
〒073-0138 北海道砂川市豊沼町1番地  
TEL (0125) 52-2384 FAX (0125) 52-2384

環境計量士 工 藤 英

平成24年 5月 16日受付の試料について、発注時に承認を頂いた計量項目及び計量方法に基づいて計量した結果を、次の通り証明致します。

業 務 名	平成24年度浦臼町一般廃棄物最終処分場水質検査業務委託
採 取 日 時	平成24年 5月 16日 9時25分 採取時水温 12.6℃ 透視度 30度以上
採 取 区 分	北海道三井化学㈱分析センター 朝倉伸也 小林郁江
試 料 名	地下水 上流
採 取 場 所	浦臼町一般廃棄物最終処分場

計 量 項 目	計 量 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 (規格=JIS K 0102)
アルキル水銀[R-Hg] (mg/l)	不検出	0.0005	昭和46年環告59号付表2
総水銀[T-Hg] (mg/l)	0.00005 未満	0.00005	昭和46年環告59号付表1
カドミウム[Cd] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 5.5及び55.2
鉛[Pb] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 5.5及び54.2
六価クロム[Cr(VI)] (mg/l)	0.005 未満	0.005	規格 65.2.1
ヒ素[As] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 61.3
全シアン[CN] (mg/l)	不検出	0.01	規格 38.1.2及び38.3
ポリ塩化ビフェニル[PCB] (mg/l)	不検出	0.0005	昭和46年環告59号付表3
以下余白			

[備考]  
※ 不検出とは、当該計量方法の定量下限を下回ることをいう。

# 濃度計量証明書

受注No. S-12050041  
No. 24-1118(2)  
平成24年6月22日

浅野環境ソリューション(株) 様

環境計量証明事業登録 第612号(濃度)  
環境計量証明事業登録 第706号(濃度)  
環境計量証明事業登録 第816号(振動)  
北海道三井化学株式会社  
分析センター

住所 および 事業所の所在地  
〒073-0138 北海道砂川市豊沼町1番地  
TEL(0125)52-2384 FAX(0125)52-2355  
環境計量士 工藤 英

平成24年5月16日受付の試料について、発注時に承認を頂いた計量項目及び計量方法に基づいて計量した結果を、次の通り証明致します。

業務名	平成24年度浦臼町一般廃棄物最終処分場水質検査業務委託
採取日時	平成24年5月16日 9時25分 採取時水温 12.6℃ 透視度 30度以上
採取区分	北海道三井化学㈱分析センター 朝倉伸也 小林郁江
試料名	地下水 上流
採取場所	浦臼町一般廃棄物最終処分場

計量項目	計量結果	定量下限値	計量方法 (規格=JIS K 0102)
トリクロロエチレン (mg/l)	0.003 未満	0.003	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.001 未満	0.001	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン (mg/l)	0.002 未満	0.002	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素 (mg/l)	0.0002 未満	0.0002	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.0004 未満	0.0004	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.01 未満	0.01	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.004 未満	0.004	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	0.1 未満	0.1	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.0006 未満	0.0006	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002	JIS K 0125 5.2
ベンゼン (mg/l)	0.001 未満	0.001	JIS K 0125 5.2
チウラム (mg/l)	0.0006 未満	0.0006	昭和46年環告59号付表4
シマジン (mg/l)	0.0003 未満	0.0003	昭和46年環告59号付表5第1
チオベンカルブ (mg/l)	0.002 未満	0.002	昭和46年環告59号付表5第1
セレン[Se] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 67.2
以下余白			

[備考]

# 濃度計量証明書

受注No. S-12050041  
No. 24-1119(1)  
平成 24 年 6 月 22 日

浅野環境ソリューション(株) 様

環境計量証明事業登録 第612号(濃度)  
環境計量証明事業登録 第706号(音圧)  
環境計量証明事業登録 第816号(振動加速度)  
北海道三井化学株式会社  
分析センター  
住所 および 事業所の所在地  
〒073-0138 北海道砂川市豊沼町1番地  
TEL(0125)52-2384 FAX(0125)52-5235  
環境計量士 工 藤 英

平成24年 5月 16日受付の試料について、発注時に承認を頂いた計量項目及び計量方法に基づいて計量した結果を、次の通り証明致します。

業 務 名	平成24年度浦臼町一般廃棄物最終処分場水質検査業務委託
採 取 日 時	平成24年 5月 16日 9時40分 採取時水温 7.5℃ 透視度 30度以上
採 取 区 分	北海道三井化学㈱分析センター 朝倉伸也 小林郁江
試 料 名	地下水 下流
採 取 場 所	浦臼町一般廃棄物最終処分場

計 量 項 目	計 量 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 (規格=JIS K 0102)
アルキル水銀[R-Hg] (mg/l)	不検出	0.0005	昭和46年環告59号付表2
総水銀[T-Hg] (mg/l)	0.00005未満	0.00005	昭和46年環告59号付表1
カドミウム[Cd] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 5.5及び55.2
鉛[Pb] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 5.5及び54.2
六価クロム[Cr(VI)] (mg/l)	0.005 未満	0.005	規格 65.2.1
砒素[As] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 61.3
全シアン[CN] (mg/l)	不検出	0.01	規格 38.1.2及び38.3
ポリ塩化ビフェニル[PCB] (mg/l)	不検出	0.0005	昭和46年環告59号付表3
以下余白			

[備考]

※ 不検出とは、当該計量方法の定量下限を下回ることをいう。

# 濃度計量証明書

受注No. S-12050041  
No. 24-1119(2)  
平成24年6月22日

浅野環境ソリューション(株) 様

環境計量証明事業登録 第612号(濃度)  
環境計量証明事業登録 第706号(高圧)  
環境計量証明事業登録 第816号(振動)  
北海道三井化学株  
分析センター  
住所 および 事業所の所在地  
〒073-0138 北海道砂川市豊沼町1番地  
TEL(0125)52-2384 FAX(0125)52-5255  
環境計量士 工 藤 英

平成24年 5月 16日受付の試料について、発注時に承認を頂いた計量項目及び計量方法に基づいて計量した結果を、次の通り証明致します。

業 務 名	平成24年度浦臼町一般廃棄物最終処分場水質検査業務委託
採 取 日 時	平成24年 5月 16日 9時40分 採取時水温 7.5℃ 透視度 30度以上
採 取 区 分	北海道三井化学株分析センター 朝倉伸也 小林郁江
試 料 名	地下水 下流
採 取 場 所	浦臼町一般廃棄物最終処分場

計 量 項 目	計 量 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 (規格=JIS K 0102)
トリクロロエチレン (mg/l)	0.003 未満	0.003	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.001 未満	0.001	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン (mg/l)	0.002 未満	0.002	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素 (mg/l)	0.0002 未満	0.0002	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.0004 未満	0.0004	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.01 未満	0.01	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.004 未満	0.004	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	0.1 未満	0.1	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.0006 未満	0.0006	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002	JIS K 0125 5.2
ベンゼン (mg/l)	0.001 未満	0.001	JIS K 0125 5.2
チウラム (mg/l)	0.0006 未満	0.0006	昭和46年環告59号付表4
シマジン (mg/l)	0.0003 未満	0.0003	昭和46年環告59号付表5第1
チオベンカルブ (mg/l)	0.002 未満	0.002	昭和46年環告59号付表5第1
セレン[Se] (mg/l)	0.001 未満	0.001	規格 67.2
以下余白			

[備考]





2012年6月8日

## 計量証明書

浅野環境ソリューション株式会社 御中

計量法第121条の3に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

<p>特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号          特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01</p> <p>事業者: 三浦工業株式会社          愛媛県松山市堀江町7番地</p> <p>事業所: 環境事業本          愛媛県松山市北条辻 864          電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351</p>	<p>本部長          芹口慶久</p> 	<p>計量管理者          鷲埜史明</p> 
--	--	--

## 試料情報

試料名 : 放流水  
 業務名 : 平成 24 年度 浦臼町一般廃棄物最終処分場水質検査業務  
 試料採取日時 : 2012 年 5 月 16 日 9:55  
 試料受領日 : 2012 年 5 月 18 日  
 検体番号 : B25003001W  
 試料採取場所 : 浦臼町一般廃棄物最終処分場  
 北海道樺戸郡浦臼町字於札内 331-1  
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター  
 受付方法 : 持ち込み

## 分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)  
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

## 結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	実測値 34 pg/L	
	毒性等量 1.0 pg-TEQ/L	注 1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を 0(ゼロ)として算出した値である。

## B25003001W:放流水

同族体・異性体		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	TEF*	毒性等量
		pg/L	pg/L	pg/L		pg-TEQ/L
ダ	1,3,6,8-TeCDD	1.5	0.5	0.2	-	-
	1,3,7,9-TeCDD	0.6	0.5	0.2	-	-
イ	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.5	0.2	1	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.5	0.1	1	0
オ	1,2,3,4,7,8-HxCDD	ND	0.8	0.2	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	ND	1.0	0.3	0.1	0
キ	1,2,3,7,8,9-HxCDD	ND	0.9	0.3	0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	(0.3)	0.9	0.3	0.01	0
シ	OCDD	(0.9)	2.4	0.7	0.0003	0
	1,2,7,8-TeCDF	4.1	0.5	0.2	-	-
ジ	2,3,7,8-TeCDF	8.1	0.5	0.2	0.1	0.81
	1,2,3,7,8-PeCDF	1.8	0.6	0.2	0.03	0.054
ベ	2,3,4,7,8-PeCDF	0.6	0.5	0.2	0.3	0.18
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	(0.6)	0.7	0.2	0.1	0
ン	1,2,3,6,7,8-HxCDF	(0.2)	0.8	0.2	0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	0.8	0.2	0.1	0
ゾ	2,3,4,6,7,8-HxCDF	ND	0.7	0.2	0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	ND	0.8	0.2	0.01	0
フ	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	ND	0.9	0.3	0.01	0
	OCDF	ND	1.8	0.5	0.0003	0
ラ	TeCDDs	2.1	-	-	-	-
	PeCDDs	0.5	-	-	-	-
ン	HxCDDs	0.4	-	-	-	-
	HpCDDs	0.6	-	-	-	-
シ	OCDD	0.9	-	-	-	-
	Total PCDDs	4.5	-	-	-	0
ジ	TeCDFs	16	-	-	-	-
	PeCDFs	5.0	-	-	-	-
ベ	HxCDFs	1.1	-	-	-	-
	HpCDFs	ND	-	-	-	-
ン	OCDF	ND	-	-	-	-
	Total PCDFs	22	-	-	-	1.0
Total PCDDs+PCDFs		26	-	-	-	1.0
コ	#81 3,4,4',5'-TeCB	ND	0.7	0.2	0.0003	0
	#77 3,3',4,4'-TeCB	1.6	0.6	0.2	0.0001	0.00016
ブ	#126 3,3',4,4',5'-PeCB	ND	0.8	0.2	0.1	0
	#169 3,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.8	0.3	0.03	0
ラ	#123 2',3,4,4',5'-PeCB	ND	0.8	0.2	0.00003	0
	#118 2,3',4,4',5'-PeCB	3.8	1.1	0.3	0.00003	0.000114
ナ	#105 2,3,3',4,4'-PeCB	1.4	1.0	0.3	0.00003	0.000042
	#114 2,3,4,4',5'-PeCB	ND	0.7	0.2	0.00003	0
P	#167 2,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.9	0.3	0.00003	0
	#156 2,3,3',4,4',5'-HxCB	(0.4)	0.6	0.2	0.00003	0
C	#157 2,3,3',4,4',5'-HxCB	(0.1)	0.3	0.1	0.00003	0
	#189 2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	ND	0.9	0.3	0.00003	0
non-ortho PCBs		1.6	-	-	-	0.00016
mono-ortho PCBs		5.7	-	-	-	0.00016
Total Coplanar PCBs		7.3	-	-	-	0.00032
Total PCDDs+PCDFs+PCBs		34	-	-	-	1.0

\* TEF: Toxicity Equivalency Factor, 毒性等価係数(WHO-TEF(2006))

備考: ① 2,3,4,6,7,8-HxCDFは1,2,3,6,8,9-HxCDFと、2,3,4,4',5'-PeCB(#114)は3,3',4,5,5'-PeCB(#127)とクロマトグラム上で分離できていないため、それらを含んだ濃度である。

② 異性体の実測濃度中の括弧付きの数値は検出下限以上定量下限未満の濃度を示す。

③ 実測濃度中のNDは検出下限未満である。

④ 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。





2012年6月8日

## 計量証明書

浅野環境ソリューション株式会社 御中

計量法第121条の3に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01	本部長 芹口慶久	計量管理者 鷺埜史明
事業者: 三浦工業株 愛媛県松山市堀江町7番地		
事業所: 環境事業本 愛媛県松山市北条辻 864 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351		

## 試料情報

試料名 : 地下水 上流  
 業務名 : 平成24年度 浦臼町一般廃棄物最終処分場水質検査業務  
 試料採取日時 : 2012年5月16日 9:25  
 試料受領日 : 2012年5月18日  
 検体番号 : B25003002U  
 試料採取場所 : 浦臼町一般廃棄物最終処分場  
 北海道樺戸郡浦臼町字於札内 331-1  
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター  
 受付方法 : 持ち込み

## 分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成12年1月 環境庁厚生省告示第1号)  
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

## 結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	実測値 8.7 pg/L	
	毒性等量 0.051 pg-TEQ/L	注1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第107条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。

## B25003002U:地下水 上流

同族体・異性体	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	TEF*	毒性等量	
	pg/L	pg/L	pg/L		pg-TEQ/L	
ダイオキシン	1,3,6,8-TeCDD	2.2	0.08	0.03	-	-
	1,3,7,9-TeCDD	0.72	0.08	0.03	-	-
	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.08	0.03	1	0.015
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.08	0.02	1	0.01
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	ND	0.13	0.04	0.1	0.002
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	ND	0.15	0.05	0.1	0.0025
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	ND	0.14	0.04	0.1	0.002
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.15	0.14	0.04	0.01	0.0015
	OCDD	3.8	0.3	0.1	0.0003	0.00114
	ジベンゾフラン	1,2,7,8-TeCDF	ND	0.09	0.03	-
2,3,7,8-TeCDF		ND	0.09	0.03	0.1	0.0015
1,2,3,7,8-PeCDF		ND	0.10	0.03	0.03	0.00045
2,3,4,7,8-PeCDF		ND	0.08	0.03	0.3	0.0045
1,2,3,4,7,8-HxCDF		ND	0.11	0.03	0.1	0.0015
1,2,3,6,7,8-HxCDF		ND	0.12	0.04	0.1	0.002
1,2,3,7,8,9-HxCDF		ND	0.13	0.04	0.1	0.002
2,3,4,6,7,8-HxCDF		ND	0.10	0.03	0.1	0.0015
1,2,3,4,6,7,8-HpCDF		(0.07)	0.13	0.04	0.01	0.0007
1,2,3,4,7,8,9-HpCDF		ND	0.14	0.04	0.01	0.0002
OCDF	(0.2)	0.3	0.1	0.0003	0.00006	
ダイオキシン	TeCDDs	2.9	-	-	-	-
	PeCDDs	0.31	-	-	-	-
	HxCDDs	0.09	-	-	-	-
	HpCDDs	0.33	-	-	-	-
	OCDD	3.8	-	-	-	-
	Total PCDDs	7.4	-	-	-	0.034
	ジベンゾフラン	TeCDFs	0.14	-	-	-
PeCDFs		ND	-	-	-	-
HxCDFs		0.03	-	-	-	-
HpCDFs		0.17	-	-	-	-
OCDF		0.2	-	-	-	-
Total PCDFs		0.5	-	-	-	0.014
Total PCDDs+PCDFs		8.0	-	-	-	0.049
コプラナー	#81 3,4,4',5'-TeCB	ND	0.10	0.03	0.0003	0.0000045
	#77 3,3',4,4'-TeCB	(0.03)	0.10	0.03	0.0001	0.000003
	#126 3,3',4,4',5'-PeCB	ND	0.13	0.04	0.1	0.002
	#169 3,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.13	0.04	0.03	0.0006
	#123 2',3,4,4',5'-PeCB	ND	0.13	0.04	0.00003	0.000006
	#118 2,3',4,4',5'-PeCB	0.50	0.17	0.05	0.00003	0.0000150
	#105 2,3,3',4,4'-PeCB	0.17	0.16	0.05	0.00003	0.0000051
	#114 2,3,4,4',5'-PeCB	ND	0.12	0.03	0.00003	0.0000045
	#167 2,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.14	0.04	0.00003	0.000006
	#156 2,3,3',4,4',5'-HxCB	ND	0.14	0.04	0.00003	0.000006
	#157 2,3,3',4,4',5'-HxCB	ND	0.12	0.04	0.00003	0.000006
	#189 2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	ND	0.14	0.04	0.00003	0.000006
	non-ortho PCBs	0.03	-	-	-	0.0026
	mono-ortho PCBs	0.67	-	-	-	0.000024
	Total Coplanar PCBs	0.70	-	-	-	0.0026
	Total PCDDs+PCDFs+PCBs	8.7	-	-	-	0.051

\* TEF: Toxicity Equivalency Factor, 毒性等価係数(WHO-TEF(2006))

備考: ① 2,3,4,6,7,8-HxCDFは1,2,3,6,8,9-HxCDFと、2,3,4,4',5'-PeCB(#114)は3,3',4,5,5'-PeCB(#127)とクロマトグラム上で分離できていないため、それらを含んだ濃度である。

② 異性体の実測濃度中の括弧付きの数値は検出下限以上定量下限未満の濃度を示す。

③ 実測濃度中の ND は検出下限未満である。

④ 毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である。





2012年6月8日

## 計量証明書

浅野環境ソリューション株式会社 御中

計量法第121条の3に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01 事業者: 三浦工業株式会社 愛媛県松山市堀江町7番地 事業所: 環境事業本部 愛媛県松山市北条辻 864 番地 電話: 089-2350 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351	本部長 芹口慶久 	計量管理者 鷲埜史明 
--	--	--

## 試料情報

試料名 : 地下水下流  
 業務名 : 平成24年度 浦臼町一般廃棄物最終処分場水質検査業務  
 試料採取日時 : 2012年5月16日 9:40  
 試料受領日 : 2012年5月18日  
 検体番号 : B25003003U  
 試料採取場所 : 浦臼町一般廃棄物最終処分場  
 北海道樺戸郡浦臼町字於札内 331-1  
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター  
 受付方法 : 持ち込み

## 分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成12年1月 環境庁厚生省告示第1号)  
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

## 結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	実測値 7.9 pg/L	
	毒性等量 0.047 pg-TEQ/L	注1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第107条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は, 検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い, 検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。

## B25003003U: 地下水下流

同族体・異性体		実測濃度 pg/L	試料における 定量下限 pg/L	試料における 検出下限 pg/L	TEF*	毒性等量 pg-TEQ/L	
ダイオキシン	1,3,6,8-TeCDD	1.4	0.08	0.02	-	-	
	1,3,7,9-TeCDD	0.61	0.08	0.02	-	-	
	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.08	0.02	1	0.01	
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.08	0.02	1	0.01	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	ND	0.13	0.04	0.1	0.002	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	ND	0.15	0.05	0.1	0.0025	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	ND	0.14	0.04	0.1	0.002	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.19	0.14	0.04	0.01	0.0019	
	OCDD	4.6	0.3	0.1	0.0003	0.00138	
	ジベンゾフラン	1,2,7,8-TeCDF	ND	0.09	0.03	-	-
2,3,7,8-TeCDF		ND	0.09	0.03	0.1	0.0015	
1,2,3,7,8-PeCDF		ND	0.10	0.03	0.03	0.00045	
2,3,4,7,8-PeCDF		ND	0.08	0.03	0.3	0.0045	
1,2,3,4,7,8-HxCDF		ND	0.11	0.03	0.1	0.0015	
1,2,3,6,7,8-HxCDF		ND	0.12	0.04	0.1	0.002	
1,2,3,7,8,9-HxCDF		ND	0.13	0.04	0.1	0.002	
2,3,4,6,7,8-HxCDF		ND	0.10	0.03	0.1	0.0015	
1,2,3,4,6,7,8-HpCDF		(0.06)	0.13	0.04	0.01	0.0006	
1,2,3,4,7,8,9-HpCDF		ND	0.14	0.04	0.01	0.0002	
OCDF	(0.2)	0.3	0.1	0.0003	0.00006		
ダイオキシン	TeCDDs	2.0	-	-	-	-	
	PeCDDs	0.20	-	-	-	-	
	HxCDDs	ND	-	-	-	-	
	HpCDDs	0.37	-	-	-	-	
	OCDD	4.6	-	-	-	-	
	Total PCDDs	7.2	-	-	-	0.030	
ジベンゾフラン	TeCDFs	0.10	-	-	-	-	
	PeCDFs	ND	-	-	-	-	
	HxCDFs	ND	-	-	-	-	
	HpCDFs	0.15	-	-	-	-	
	OCDF	0.2	-	-	-	-	
	Total PCDFs	0.4	-	-	-	0.014	
Total PCDDs+PCDFs		7.6	-	-	-	0.044	
コプラナー	#81 3,4,4',5'-TeCB	ND	0.10	0.03	0.0003	0.0000045	
	#77 3,3',4,4'-TeCB	ND	0.10	0.03	0.0001	0.0000015	
	#126 3,3',4,4',5'-PeCB	ND	0.13	0.04	0.1	0.002	
	#169 3,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.13	0.04	0.03	0.0006	
	#123 2',3,4,4',5'-PeCB	ND	0.13	0.04	0.00003	0.0000006	
	#118 2,3',4,4',5'-PeCB	0.20	0.17	0.05	0.00003	0.0000060	
	#105 2,3,3',4,4'-PeCB	(0.06)	0.16	0.05	0.00003	0.0000018	
	#114 2,3,4,4',5'-PeCB	ND	0.11	0.03	0.00003	0.0000045	
	#167 2,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.14	0.04	0.00003	0.0000006	
	#156 2,3,3',4,4',5'-HxCB	ND	0.14	0.04	0.00003	0.0000006	
	#157 2,3,3',4,4',5'-HxCB	ND	0.12	0.04	0.00003	0.0000006	
	#189 2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	ND	0.14	0.04	0.00003	0.0000006	
	non-ortho PCBs	ND	-	-	-	0.0026	
	mono-ortho PCBs	0.26	-	-	-	0.000011	
	Total Coplanar PCBs		0.26	-	-	-	0.0026
	Total PCDDs+PCDFs+PCBs		7.9	-	-	-	0.047

\* TEF: Toxicity Equivalency Factor, 毒性等価係数(WHO-TEF(2006))

備考: ① 2,3,4,6,7,8-HxCDFは1,2,3,6,8,9-HxCDFと、2,3,4,4',5'-PeCB(#114)は3,3',4,5,5'-PeCB(#127)とクロマトグラム上で分離できていないため、それらを含んだ濃度である。

② 異性体の実測濃度中の括弧付きの数値は検出下限以上定量下限未満の濃度を示す。

③ 実測濃度中の ND は検出下限未満である。

④ 毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である。